4　障害児養育年金の額は、障害の程度に応じ、八五万八〇〇円から六八万四〇〇円までとすることとした。（第四条関係）

5　障害年金の額は、障害の程度に応じ、二七二万四〇〇円から二一七万五、六〇〇円までとすることとした。（第五条関係）

6　障害児養育年金又は障害年金の額の変更並びに障害児養育年金又は障害年金に係る診断及び報告について所要の規定を設けるものとした。（第六条及び第七条関係）

7　遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとし、遺族年金の額は、二三七万八、四〇〇円とし、一〇年を限度として支給することとした。（第八条関係）

8　障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給期間等について所要の規定を設けることとした。（第九条関係）

9　遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、配偶者以外の者にあっては、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。）とすることとし、遺族一時金の額は、七一三万五、二〇〇円とすることとした。（第一〇条関係）

10　遺族年金又は遺族一時金は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前に、その者の死亡によって遺族年金又は遺族一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者には、支給しないこととし、遺族年金は、遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者には、以後支給しないこととした。（第一一条関係）

11　葬祭料の額は、一九万九、〇〇〇円とすることとした。（第一二条関係）

12　法第三条第一項の規定による給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であってその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給することとした。（第一三条関係）

13　この政令に定めるもののほか、給付の請求の手続その他給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。

14　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

肝炎対策基本法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十七号

肝炎対策基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　肝炎対策基本指針（第九条・第十条）
第三章　基本的施策
　第一節　肝炎の予防及び早期発見の推進（第十一条・第十二条）
　第二節　肝炎医療の均てん化の促進等（第十三条―第十七条）
　第三節　研究の推進等（第十八条）
第四章　肝炎対策推進協議会（第十九条・第二十条）
附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二　何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けることができるようにすること。

三　肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けることができるようにすること。

四　前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとすること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。